

## 議案第67号

### 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

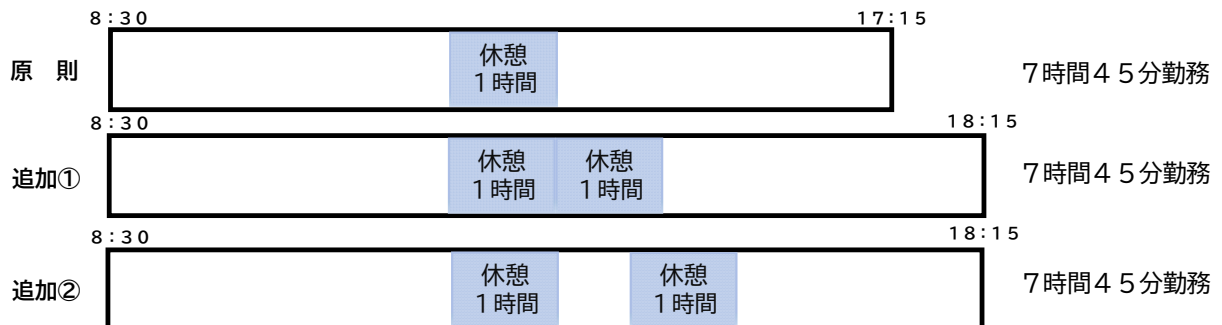
#### 1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するほか、障害がある職員が働き続けることができる職場づくりを推進するため、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇等を定めます。
- (2) 職員の健康及び福祉を考慮して、必要があると認める場合には、原則の休憩時間のほかに休憩時間を追加することができることを定めます。

#### 【イメージ図】



#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和5年4月1日

##### (2) 経過措置

地方公務員法の一部を改正する法律の規定に基づく暫定再任用職員のうち短時間勤務の職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条例の規定を適用します。

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用されている職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p>	<p>(前略)</p> <p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p>
---	--

(正規の勤務時間の割振り)

第三条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日(次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 (略)

(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日

(正規の勤務時間の割振り)

第三条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日(次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 (略)

(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日

以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては八日以上(の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第五条 (略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員(第三条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。)については、適用しない。

(休憩時間)

第六条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があることを認めるときには、区規則の定めるところにより、必要な休憩時間を与えることができる。

以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては八日以上(の週休日)を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第五条 (略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員(第三条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。)については、適用しない。

(休憩時間)

第六条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

4 (略)

(中略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で区規則で定める日数）とする。

2～5 (略)

(中略)

(育児休業に伴い臨時的に任用される職員等に対する特例)

第十八条 (略)

2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、区規則及び港区教育委員会規則で定める。

(後略)

4 (略)

(中略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で区規則で定める日数）とする。

2～5 (略)

(中略)

(育児休業に伴い臨時的に任用される職員等に対する特例)

第十八条 (略)

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、区規則及び港区教育委員会規則で定める。

(後略)

付 則

1| この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2| 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）  
附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項  
の規定により採用された職員は、この条例による改正後の港区職員  
の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定  
年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。